

農地法5条の届出について

市街化区域内の農地を転用する場合、届出が必要になります。権利の設定内容や所有権移転を伴う場合、農地法第5条の規定に基づき、手続きをしてください。

既に転用を行っている場合は、陳述書(上申書)を添付し、届出を行ってください。

◎必要な書類

全て書類提出日の直前(3ヵ月以内)に作られたもの

1. 農地法第5条の規程による届出書 正・副各1部

(訂正等がある場合は、受理できません。)

※転用目的には、「雑種地」「宅地」等の地目ではなく「個人住宅」「露天駐車場」「資材置場」等、具体的に転用目的を記入してください。

また、「分譲住宅用地」「宅地分譲」「工場用地」等の土地造成のみ、500㎡以上の開発行為を目的とする事業については、都市計画法の許可等をすでに受けているなど、転用が確実とみなされるものでなければ受付は行いません。

2. 届出地の土地登記簿謄本(登記全部事項証明書) 1部

(電子申請謄本でもOK)

3. 届出地の位置図(地番参考図・住宅地図等) 1部

4. 委任状(代理人が届出を行う場合) 1部

5. その他

- ・500㎡を超え、都市計画法の許可が必要な場合は、許可書の写しの添付が必要です。
- ・農地性が疑わしい場合、別途陳謝・上申等を含む陳述書等が必要になります。
- ・登記簿謄本の住所が異なる場合、一致させるための書類(戸籍付票等)が必要となります。

※内容により上記以外の書類を求める場合がありますので、ご了承ください。

■受付締切日

原則、毎月10日、20日、末日(締切日が土日祝の場合は、前日となります。)

※事務局に掲示していますので、確認して下さい。

◆受理通知書の交付

受付締切日から10日前後に交付します。

現在の登記地目が農地であっても、過去に転用の届出がされている場合があります。その際は過去に受理した旨の証明書を発行しますので、事前に問い合わせてください。(電話でも可)